

答 申 書  
( 答 申 第 227 号 )  
平成 29 年 1 月 16 日

---

1 審査会の結論

北海道警察本部が特定の職員が実在していたことを証明する文書について公文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、

「① 平成〇年〇月〇日、〇〇交番に「〇〇」なる人物が実在していたことを証明する文書

② 「〇〇なる人物が、平成〇年〇月〇日に、〇条〇丁目付近道路で「放置車両確認標章」を貼付したことを証明する文書」に係る公文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、犯罪捜査等の秘匿捜査を要する警察活動に従事する警察官が実在するかどうかを答えることとなり、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずると認められることを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 12 条に規定する存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分の撤回を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第 12 条の該当性について

ア 条例第 12 条は、実施機関が、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

同条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限って行うこととされ、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないよう、厳格に運用されることが求められるものである。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件公文書について存否を明らかにした場合に、犯罪の予防、捜査等に支障を生ずることになるのかを検討し、本件処分をすることの可否を判断することとする。

ウ 審査請求人は「放置車両確認標章」を貼付し、署名した人物の存在を明らかにせず、それを根拠に「放置違反金納付命令書」で一定の納付を命じているとし、当該人物の実在の可否を明らかにしないのは不当であると主張する。

エ 一方、実施機関は、交番には警察官が配置されて勤務しており、交番勤務の警察官が駐車違反の取締りにおいて、放置車両に対し「放置車両確認標章」の貼付を行うことがあることから、本件開示請求の公文書の存否を答えることは、本件開示請求書の中に記載された氏名の警察官が実在するか否かを答えることになると説明している。

そして、警察官は事件、事故が発生した場合、その犯罪捜査や情報収集など秘匿を要する警察活動に従事することがあり、その氏名が明らかになると、身分や捜査の目的を秘匿した内偵捜査などの警察活動に対する対抗手段をとられるなど、犯罪捜査に支障が生ずると認められることからその存否を明らかにできない旨主張する。

オ 本件開示請求は、特定の警察官の氏名を指定した上で行われていることから、本件開示請求に対し非開示決定処分又は不存在通知処分等を行うだけで、当該警察官の存否が明らかになると認められる。

特定警察官が特定交番等に勤務していることが明らかとなると、警察官は犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事することがあることから、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるなど犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、捜査を担当する警察官の氏名等を公開することにより、当該警察官が特定され、捜査活動に支障を生ずることが予想される。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る公文書が存在するかどうかを答えるだけで、犯罪の捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずると判断したことは、合理的な理由があると認められることから、本件処分は妥当であると判断する。

#### (4) 理由の不足について

審査請求人は、本件処分通知書記載の「存否を明らかにしない理由」は、理由とならず、請求趣旨を踏まえて個別・具体的な理由を記載すべきである旨主張する。

しかしながら、本件に係る存否を明らかにしない決定通知書には、処分理由の該当条項が「北海道情報公開条例第12条に該当」と記載され、また、理由として、「開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、犯罪捜査等の秘匿捜査を要する警察活動に従事する警察官が実在するかどうかを答えることとなり、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずると認められるため」と記載されており、条例第12条に規定する犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に該当することを明示しており、本件処分を取り消さなければならない程度に処分理由の不足があるとはいえないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

## 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年9月8日	○ 諮問書の受理（諮問番号531） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し）の提出
平成28年9月20日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成28年11月11日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年12月12日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年1月10日 （第87回全体会）	○ 答申案審議
平成29年1月16日	○ 答申